

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

綾部市「人・街・里が輝く自然豊かなまち」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

綾部市

3 地域再生計画の区域

綾部市の全域

4 地域再生計画の目標

綾部市は、東経 135 度 16 分、北緯 35 度 18 分に位置し、京都府のほぼ中央部にあたり、京都市から北西に 76 k m 地点にある。人口は 38,735 人(平成 17 年 4 月現在)、面積 347.11km²で、市内には、市街地を貫通して日本海に注ぐ大河である清流由良川をはじめ、その支流である上林川・八田川・犀川や舞鶴市の市街地を通り、日本海に流れ込んでいる伊佐津川等、京阪神からの太公望でにぎわう多くの清流が流れている山紫水明の地である。

特に清流由良川は、『サケの遡上する南限の大河』としても知られているとともに、天然鮎が遡上する 100 名川の 1 つにも数えられている。

しかし、それらの河川は表面的には比較的正常な水質が維持されているものの、近年の環境に関する市民・事業者のアンケート調査によると、実感として生活雑排水の流入等で、川の汚濁が進んでいるとの多くの意見が寄せられており、近年では、市内の川を訪れる釣り人や、鮎等の漁獲量も年々減少している状況である。そのような中で、ふるさとの美しい自然や川を後世に引き継ぎたいと願う市民運動が活発となり、長い間続いている「サケの放流事業」をはじめ「NPO 法人由良川流域ネットワーク」の設立や「上林川を美しくする会」・「あやべ山家観光やな保存会」等の結成、さらには「ほたるまつり」や「川まつり」などのイベントが各地域で実施されるなど、以前のような清らかなふるさとの川の再生のため、多くの活動が行われている。

綾部市では、この市民の願いや活動と連携し、遅れている污水处理施設整備のスピードアップを目的に、『京都府水洗化総合計画 2005』との整合を図りながら、平成 2 年度に策定していた綾部市水洗化総合計画を大きく見直し、地域性・地形的要因等を十分考慮した、最も効率的に全市域を整備できる『新綾部市水洗化総合計画』を策定し、平成 15 年度から実施しているところである。しかし、污水处理事業の着手が遅かったことに加え、広大な行政区域を有していること、さらには、近年の極めて厳しい財政状況により、平成 16 年度末の污水处理人口普及率は、いまだ 43.8%と京都府下の市町村の中では極めて低い状況である。(平成 16 年度末京都府の污水处理人口普及率 90.4%)

このため、『人・街・里が輝く自然豊かなまち』の再生を合言葉に、汚水処理施設整備交付金を活用した、効率のよい汚水処理施設の整備を一層推進することにより、市民の快適な暮らしの確保をはじめ、公共用水域の水質保全や若者の定着に向けたまちづくり、さらには、近年活発な動きがある都市との交流を深め、『美しい自然豊かなまち綾部』を愛する多くの市民や都市住民と連携し、市内全域の活性化を図ることを目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進

(汚水処理人口普及率を44%から60%に向上)

(目標2) 美しい自然や川を後世に引き継ぐ

(現在環境基準のA類型である由良川、上林川の水質についてA類型を維持)

(目標3) サケの遡上する由良川の再生

(サケの放流事業を支援し、遡上数200匹を維持)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本市の公共下水道事業は、2処理区で整備している。そのうち綾部処理区については、主として市街地の整備を目的として平成元年に着手し、平成7年3月の供用開始以降順次処理区域の拡大を行っている。なお、平成17年度末の整備率は当処理区全体の32%(見込み)と低く、上流域の大半が未整備区域である。綾部第2処理区については、市営住宅・工業団地開発に併せ平成9年度に着手し、平成13年度に事業を完了している。

また、浄化槽事業については、平成8年度から個人設置型の事業に取り組み、平成15年度からは市町村設置型の事業と合わせて、集合処理で整備する処理区を除く地域の水洗化を促進してきたところである。

その他の事業として、農業振興地域の集落を対象とした農業集落排水事業に取り組んでおり、農業用水の水質汚濁や農村集落の生活環境の改善を図っている。また、水洗化に伴う排水設備工事時の費用負担を軽減することを目的に、資金の融資あっせんを行っており、水洗化人口の普及促進を図っている。

さらに、市民と事業者と行政が協働した組織として、上林川を美しくする会が平成13年7月に発足し、葦刈りや水質調査等を実施している。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道……平成17年12月に事業認可

[事業主体]

- ・いずれも綾部市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型、市町村設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 綾部市綾部処理区の一部
- ・浄化槽（個人設置型） 綾部市の全域（ただし、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択地区を除く。）
- ・浄化槽（市町村設置型） 綾部市の全域（ただし、公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽（個人設置型）の整備区域を除く。）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～22年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成18年度～22年度
- （市町村設置型） 平成18年度～22年度

[整備量]

- ・公共下水道 200～900 L = 11,230m
処理場 1箇所
- ・浄化槽（個人設置型） 300基
- （市町村設置型） 1,001基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	2,370人
浄化槽（個人設置型）	670人
（市町村設置型）	2,060人

浄化槽

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 1,709,600千円
（うち、交付金 861,300千円）
単独事業費 1,698,287千円
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 131,400千円
（うち、交付金 43,800千円）
- （市町村設置型） 事業費 1,135,548千円
（うち、交付金 378,516千円）
単独事業費 50,050千円

合 計	事 業 費	2,976,548千円
	(うち、交付金)	1,283,616千円)
	単独事業費	1,748,337千円

5 - 3 その他の事業

農業集落排水事業

平成5年度から農業振興地域の集落を対象とした地域下水道事業である農業集落排水事業に取り組んでおり、平成16年度末までに8処理区の事業を完了している。残る2処理区について、事業実施に向けた取り組みを行っているところである。

排水設備等資金の融資あっせん制度

排水設備工事時の費用負担を軽減することを目的に、排水設備を設置し、若しくは尿浄化槽を撤去し、又はくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、資金の融資をあっせんすることにより、水洗化人口の普及促進を図っている。

上林川を美しくする会事業

上林川の清流をよみがえらせ、すばらしい環境を次代に引き継ぐために、平成13年7月に市民と事業者と行政が協働した「上林川を美しくする会」が発足したところである。

同会では、毎年7月に約50人により葦刈りを実施するとともに、上林川の水質調査を年6回(9ポイント)実施しており、年2回の会報にその結果を掲載し河川景観の保全や川を美しくする意識の高揚のための活動に取り組んでいる。

6 計画期間

平成18年度～22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、綾部市において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし